

交企発第 90号
交指発第 96号
交規発第 69号
交免発第 120号
生総発第 109号
平成10年3月31日

各所属長殿

岐阜県警察本部長

岐阜県交通安全活動推進センターの運用について（例規通達）

道路交通法の一部を改正する法律（平成9年法律第41号）の規定により、岐阜県道路使用適正化センターを岐阜県交通安全活動推進センターに改組し、平成10年4月1日から業務を開始することとしたが、その運用については次のとおり実施することとしたので実効が挙がるよう努められたい。

記

1 発足の趣旨

道路交通の量的拡大、高齢化社会の進展などに伴い、現在、道路使用適正化センターが行っている事業に運転適性指導、交通事故相談、民間の自主的な交通安全活動の支援などの事業を加え、民間活力を導入して自主的な活動を促し効率的な運用を図るため、岐阜県交通安全活動推進センターに改組するものである。

2 事務所の所在地等

所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号 財団法人岐阜県交通安全協会内

名称 岐阜県交通安全活動推進センター

責任者 同センター所長 財団法人岐阜県交通安全協会 事務局次長

3 事業主体

岐阜県交通安全活動推進センターの事業は、財団法人岐阜県交通安全協会が主体となって運営するものとする。

4 事業内容

(1) 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項についての広報活動に関する事。（道路交通法（以下「法」という。）第108条の31第2項第1号）

(2) 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての啓発活動に関する事。（法第108条の31第2項第2号）

(3) 交通事故相談に関する事。（法第108条の31第2項第3号）

ア 交通事故相談は、交通安全対策基本法に基づく県交通事故相談所をはじめ市町村、損害保険等関係機関においてすでに実施されているが、岐阜県交通安全活動推進センターにおいても公益的活動として推進する。

イ 交通事故相談は、交通事故に関する示談、保険請求等財産的問題の解決助言のほ

か、交通事故事件の被害者としての精神的被害に係る相談にも応ずることとし、交通事故専任相談員を配置するとともに、必要により被害者対策カウンセラ - への紹介を行うこととする。

ウ 交通事故相談は、岐阜県交通安全活動推進センタ - において毎月2回、第1、3金曜日の午前9時から午後4時までの間実施するものとし、交通事故専任相談員が相談を受け、さらに法律手続きによって解決が必要な場合は、本人の希望によって弁護士を紹介する。

また、精神的被害の回復を図る必要がある場合は、本人の希望により被害者対策カウンセラ - を紹介する。この場合、弁護士、被害者対策カウンセラ - に係る費用は自己負担とする。

- (4) 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項についての照会及び相談に関すること。(法第108条の31第2項第4号)
- (5) 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項についての広報活動に関すること。(法第108条の31第2項第5号)
- (6) 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての啓発活動に関すること。(法第108条の31第2項第6号)
- (7) 警察署長の委託を受けて、法第56条(乗車又は積載の方法の特例)、法第57条第3項(乗車又は積載の制限等)、法第77条第1項(道路の使用の許可)の規定による許可に関し、道路又は交通の状況についての調査に関すること。(法第108条の31第2項第7号)
- (8) 警察署長の委託を受けて、道路における工作物又は物件の設置の状況についての調査に関すること。(法第108条の31第2項第8号)
- (9) 運転適性指導(道路運送法第2条第2項に規定する運送事業に係る運転者を除く。)に関すること。(法第108条の31第2項第9号)

ア 実車及びペ - パ - による運転適性指導

a 実車及びペ - パ - による運転適性指導は、岐阜県、岐阜県多治見、岐阜県東濃、岐阜県高山及び岐阜県郡上の各自動車学校において実施する。

b 受講手続きは、直接前記自動車学校へ予約して受講し、受講料は自己負担とする。

イ 機械による運転適性指導

a 機械による運転適性指導は、岐阜運転者講習センタ - において毎月、第2火曜日、第3金曜日の午前中に実施する。

b 指導内容は、ペ - パ - 式、C R T 運転適性検査機及び模擬運転装置(シミュレ - タ)とする。

c 受講手続きは、岐阜運転者講習センタ - 又は岐阜県交通安全活動推進センタ - に申し込み、予約により受講させる。

d 受講人員は1回当たり10名とし、受講料は自己負担とする。

ウ 運転適性指導は、参加・体験・実践型の交通安全教育として有効であり、受講希望があった場合は、前記ア、イの要領で紹介すること。

- (10) 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動の支援に関すること。(法第108条の31第2項第10号)

ア 交通安全教育用資器材の斡旋

イ 交通安全教育車の活用

財団法人岐阜県交通安全協会が所有する交通安全教育車を交通安全教育に活用する。

(11) 地域交通安全活動推進委員に対する研修に関する事。(第108条の3第2項第11号)

当分の間、従来どおり各警察署単位の地域交通安全活動推進委員協議会で実施することとするが、将来的には岐阜県交通安全活動推進センターの業務に関する事とする。

(12) 地域交通安全活動推進委員協議会の事務について連絡調整を行う等その任務の遂行に関する事。(第108条の3第2項第12号)

前記(11)と同様とする。

(13) 前各号の事業に附帯する事業に関する事。(第108条の3第2項第13号)

5 事業に対する協力支援

岐阜県交通安全活動推進センターの事業は、交通警察行政と密接な関係にあり交通事故防止活動に大きく貢献するものであることから本事業の推進に当たっては、警察本部、警察署は支援協力を積極的に行うものとする。

6 岐阜県交通安全活動推進センターの指導監督等

(1) 指導監督

岐阜県交通安全活動推進センターに対する指導監督は本部交通企画課において行うものとする。

(2) 事業の所管

前記4に掲げる事業のうち、(1)、(2)、(3)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)については、交通企画課の所管とし、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)については交通規制課の所管として、岐阜県交通安全活動推進センターの事業を協力支援するものとする。

7 その他

(1) 「道路使用許可に係る現地調査業務委託に伴う事務の取り扱いについて」(昭和63年3月22日付け交規発第85号)中、「岐阜県道路使用適正化センター」とあるのを「岐阜県交通安全活動推進センター」と読み替えるものとする。

(2) 「岐阜県道路使用適正化センターの指定に伴う運用上の留意事項について」(昭和62年4月1日付け交規発号外)は廃止する。